

動産総合保険約款

普通保険約款 特約

2014年4月改定



ご契約の皆様へ

このたびは当社の動産総合保険をご契約いただき、ありがとうございます。保険証券がで
き上りましたのでお届けいたします。念のためご契約内容をあ確かめのうえ、大切にご
保存くださいようお願いいたします。

万一、記載事項が事実と相違している場合またはご不明の点がございましたら扱代理店ま
たは最寄りの当社支店へご照会ください。

日 本 支 社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー19階

☎ (03) 5962-9500

大 阪 営 業 部 〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18郵政福祉心斎橋ビル7階

☎ (06) 6245-5447

目 次

動産総合保険普通保険約款	1頁
特 約	
(1) 現金特約	6頁
(2) 商品・在庫品包括契約特約	6頁
(3) 展示一貫契約特約	6頁
(4) 展示会場内危険のみ補償契約特約	6頁
(5) 展示（一貫）契約作業危険対象外特約	6頁
(6) 巡回販売特約（A号）	6頁
(7) 巡回販売特約（B号）	6頁
(8) 電気の事故補償特約	7頁
(9) 電気の・機械の事故免責追加特約	7頁
(10) 携行品一式契約特約	7頁
(11) 協定保険価額特約	7頁
(12) 臨時費用対象外特約（現金用）	7頁
(13) 臨時費用対象外特約（商品付帯用）	7頁
(14) 騒擾危険等対象外特約	7頁
(15) () 危険対象外特約	8頁
(16) 重複危険対象外特約	8頁
(17) 運送中盗難危険免責特約	8頁
(18) 運送中の破損対象外特約	8頁
(19) 万引危険免責特約	8頁
(20) 地震・噴火危険補償特約	8頁
(21) 水災危険補償特約	9頁
(22) 機械の事故補償特約	9頁
(23) 修理・解体・据付・組立等作業危険補償特約	9頁
(24) 不着危険補償特約	9頁
(25) 代位求償権放棄特約	9頁

(26) 美術品損害額特約	9頁
(27) 切手損害額特約	9頁
(28) 坑内爆発危険免責特約	9頁
(29) 免責金額特約	9頁
(30) 修理付帯費用保険金補償特約（一般物件用）	9頁
(31) 保険料一般分割払特約	10頁
(32) 保険料大口分割払特約	11頁
(33) 保険契約の継続に関する特約	12頁
(34) 長期保険特約	13頁
(35) 修理危険補償特約	14頁
(36) 管球類単独損害対象外特約	14頁
(37) 国内のみ補償特約	14頁
(38) 擦損危険等対象外特約	14頁
(39) 消耗品単独損害対象外特約	14頁
(40) 脱毛危険対象外特約	14頁
(41) 使用人等の不正行為免責特約	14頁
(42) 航空運賃対象外特約	14頁
(43) 自力救済行為等対象外特約	14頁
(44) 温・湿度変化損害対象外特約	14頁
(45) 冷凍・冷蔵・保温物特約	14頁
(46) 1時間未満の電力停止等による損害対象外特約	15頁
(47) 混入・目減り危険等対象外特約	15頁
(48) 耕工作車特約	15頁
(49) 自動販売機等特約	15頁
(50) 楽器特約	15頁
(51) 告知等変更特約	15頁
(52) 共同保険に関する特約	16頁

動産総合保険普通保険約款

用語の説明

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それにあります。

用語	説明
保険申込書	当会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当会社に払い込むべき金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金およびこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
訂正の申出	告知事項（注）について書面をもって訂正を当会社に申し出ることであって、第7条（告知義務）（3）またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。 （注）告知事項 第7条（1）に定める告知事項をいいます。
通知事項の通知	第8条（通知義務）（1）に規定する通知をいいます。
契約条件変更の申出	次のいずれかに規定する保険契約内容の変更の申出をいいます。 ① 第10条（保険の対象の譲渡）（2）の申出 ② 第19条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）④の通知 ③ この普通保険約款に付帯される特約の通知
変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかつるものとして取り扱うことをいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この約款に従い、保険証券記載の保険の対象に生じたすべての偶然な事故による損害に対して、損害保険金を支払いません。
- 当会社は、この約款に従い、（1）の損害保険金が支払われる場合において、（1）の事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- 当会社は、この約款に従い、（1）の損害保険金が支払われる場合において、（1）の事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）によって生じた損害
 - 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、收用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
 - 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害

- 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかつた欠陥によって生じた損害を除きます。
- 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害
- （5）に規定した以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 保険契約者、被保険者（注4）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。
- 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注5）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- 保険の対象に加工（注6）を施した場合、加工（注6）に着手した後に生じた損害

- 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

- 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注5）その者
被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注6）加工
修理を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、特約のない限り、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合を除きます。
- 外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（注）または破裂・爆発が生じた場合を除きます。
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 紛失または書き忘れによって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害は、これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- 台風、暴雨、豪雨等による洪水・雪融雪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 火災
焦害損害を除きます。

第4条（保険責任の始期日および終期）

- 当会社の保険責任は、始期日の午後4時（注）に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （注）午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第5条（保険料の払込方法）

- 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかつた場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約に別に定める場合を除き、当会社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

- 当会社は、日本国内（注）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。
- （注）日本国内
保険証券にこれと異なる補償地域が記載されている場合はその補償地域とします。

第7条（告知義務）

- 保険契約者はまたは被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項（注1）のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるもの（以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - （2）に規定する事実が生じなかつた場合
 - 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注2）
- 保険契約者がまたは被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるとき限り、これを承認するもの

とします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 危険に関する重要な事項
他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれらを知らない場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第8条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者はまたは被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。
① 保険の対象の主たる保管場所を変更したこと。
② 保険の対象の主たる保管場所の構造または用途を変更したこと。
③ 保険の対象の補償地域(注1)を変更したこと。
④ (1)から(3)までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注2)が発生したこと。
(2) (1)の事実の発生によって危険増加(注3)が生じた場合において、保険契約者はまたは被保険者が、故意または重大な過失によって墨書きなく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合は危険増加(注3)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
(4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(注3)が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、(2)の危険増加(注3)をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加(注3)が生じ、この保険契約の引受範囲(注4)を超えることになった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加(注3)が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 补償地域

保険証券記載の運送区间を含みます。

(注2) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注3) 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注4) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第9条(保険契約者の住所変更)

- 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条(保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるとときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第12条(保険契約の失效) (1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第11条(保険契約の無効)

- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条(保険契約の失效)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第33条(保険金支払後の保険契約) (1)の規定により保険契約が終了したときを除きます。
② 保険の対象が譲渡された場合

- (2) 各種に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第13条(保険契約の取消)

- 保険契約者はまたは被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条(保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、そ

の超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

- (2) 保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第15条(保険契約による保険契約の解約)

- 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約(注1)することができます。ただし、この場合において、当会社が未払保険料(注2)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まれなければなりません。また、保険金請求権上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解約(注1)することはできません。

(注1) 解約

次の場合を含みます。

① 保険金額を減額する場合

② 各別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解約するとき。

③ 別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解約するとき。

(注2) 未払保険料

解約時までに既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第16条(当会社による保険契約の解除)

- 当会社は、保険契約者が第19条(保険料の返還または追加保険料の請求) (1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合(注)には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注) 保険契約者が第19条(保険料の返還または追加保険料の請求) (1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかつた場合に限ります。

第17条(重大事由がある場合の当会社による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者はまたは被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者はまたは被保険者が、次のいずれかに該当すること。

- ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

- ウ. 反社会的勢力(注)を不當に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実施的に関与していると認められること。

- オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者はまたは被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(注) 暴力団・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事由による損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者はまたは被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれかに該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第18条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)

- (1) 当会社は、訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合または契約条件変更の申出を承認する場合には、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えるまたは1年に満たない場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することができます。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条(告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還します。
② 第8条(通知義務) (1)の事実が発生したことにより同条(2)の危険増加が生じた場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額(注1)を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}}{\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}} \times \text{未経過日数}$ 365
③ 第8条(通知義務) (1)の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が生じた場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額(注1)を返還します。 $\frac{\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}}{\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}} \times \text{未経過日数}$ 365
④ ①から③までのほか、保険契約締結	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場

の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。

合は、次の算式により算出した額を請求します。

$$\text{変更前の保険料と} \times \text{未経過期間に対応する} \\ \text{変更後の保険料との差額} \quad \text{短期料率 (注2)}$$

イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{変更前の保険料と} \times [1 - \text{既経過期間に対応する} \\ \text{変更後の保険料との差額} \quad \text{短期料率 (注2)}]$$

(2) 保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えるまたは1年に満たない場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
③ 第13条（保険契約の取消）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ 第14条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に ^{支払の場合は} 遡って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。
④ 第14条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{減額前の保険金額に} \times [1 - \text{既経過期間に対応する} \\ \text{対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料の差額} \quad \text{短期料率 (注2)}]$

(3) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えるもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)もしくは(6)、第16条（当会社による保険契約の解除）、第17条（重大事由がある場合の当会社による保険契約の解除）(1)またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第15条（保険契約による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約（注3）した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times [1 - \text{既経過期間に対応する} \quad \text{短期料率 (注2)}]$

(注1) 次の算式により算出した額

保険契約者はまたは被保険者の申出に基づき、第8条（通知義務）(1)の事実または(1)③に定めるその他の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2) 短期料率

別表1に掲げる短期料率をいいます。

(注3) 解約

次の場合を含みます。

- ① 保険金額を減額する場合
- ② 各別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解約するとき。
- ③ 別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解約するとき。

第20条（追加保険料領収の事故）

(1) 第19条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)の訂正の申出の承認または通知事項の通知の受領によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条(1)①または②の追加保険料を請求する場合において、第16条（当会社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除できるときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、そのまま返還を請求することができます。

(2) 第19条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)の契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条(1)④の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその込みを怠ったときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険契約変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）
保険契約者はまたは被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これららの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 保険の対象が盗取された場合は、その旨を遅滞なく所轄警察署に届け出ること。	
④ 保険の対象を修繕する場合には、必要な応急の仮手当を施すほか、本修繕については修繕者の詳細な見積書を提出すること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当会社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第22条（保険金額）
この保険契約においては、損害の生じた地および時における保険の対象の価額を保険金額とします。

第23条（損害の額の算出）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険金額に基づいて算出します。

(2) 保険の対象の損傷を修繕できる場合には、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するに必要な修繕費を損害の額とします。

(3) 保険証券記載の保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額を算出します。この場合において、その部分の修繕費が保険金額を超えるときは除いては、いかなる場合でも全損とはみなしません。

第24条（全損の場合における当会社の権利）

(1) 保険の対象が全損となった場合は、当会社は、保険の対象に関する一切の権利を取得します。ただし、保険金額が保険金額より低い場合は、当会社は、保険金額の保険金額に対する割合によってその権利を取得します。

(2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、保険の対象について被保険者が有する一切の権利は当会社に移転しません。

第25条（推定全損）

次のいずれかに該当する場合には、被保険者は、全損として保険金額の全額を請求することができます。

① 保険の対象の損傷を修繕するために要する額が保険金額を超える場合

② 保険の対象を稍積載している運送用具の行方が60日間不明な場合

第26条（保険金の支払額）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき額は、保険金額をもつて限度とします。ただし、保険金額が保険金額を超える場合は、保険金額を限度とします。

(2) 保険金額が保険金額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

$$\text{第23条（損害の額の算出）} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険金額}} = \text{損害保険金の額}$$

の規定による損害の額

(3) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の30%に相当する額を、同条(2)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

(4) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(5) (3)および(4)の場合において、当会社は(3)および(4)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第27条（損害防護費用および権利保全行使費用）

(1) 第21条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)の事故発生時の義務を履行する場合において、保険契約者はまたは被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生および拡

大の防止に努めること。

— 3 —

防止のために必要または有益な費用を支出したときは、第2条（保険金を支払わない場合—その1）または第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる事由に該当しない場合および第5条（保険料の払込方法）（2）または第20条（追加保険料額収取前の事故）（1）の規定が適用されない場合に限り、当会社は、その費用に対して、損害防止費用を支払います。

(2) (1)の場合において、当会社は、保険金額（注1）から第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金額の額を差し引いた残額を限度として支払います。

(3) 第21条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）⑤の事故発生時の義務を履行する場合において、保険契約または被保険者が、当会社が取得する権利（注2）の保全および行使に必要な手続のために必要な費用を支出したときは、当会社は、その費用に対して、権利保全行使費用を支払います。

(4) 第26条（保険金の支払額）（2）および第28条（包括して契約した場合の保険金の支払額）ならびに第29条（他の保険契約等がある場合）の規定は、（1）の費用を算出する場合にこれに準用します。この場合において、第29条（2）の規定中「支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額（注1）の合計額からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第27条（損害防止費用および権利保全行使費用）（1）によって当会社が支払う損害防止費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

（注1）保険金額

保険金額が保険の対象の保険価額を超える場合は、保険の対象の保険価額とします。

（注2）当会社が取得する権利

第32条（代位）に規定する債権をいいます。

第28条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなして第24条（全損の場合における当会社の権利）第25条（推定全損）および第26条（保険金の支払額）の規定を各別に適用します。

第29条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が支払限度額（注2）以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額（注1）を支払保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が支払限度額（注2）を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。
(3) (2)の場合において、他の保険契約等に再調達額（注3）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の規定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして（2）の規定に基づいて算出した額を支払います。	
(4) (2)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用保険金および同条（3）の残存取扱い費用保険金につき支払責任額（注1）を算出するにあたっては、同条（1）の損害保険金の額は、(2)または(3)の規定を適用して算出した額とします。	
(5) 損害が2種類以上での事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)および(2)の規定を各別に適用します。	

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払べき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）支払限度額

別表2に掲げる支払限度額をいいます。

（注3）再調達額

保険の対象同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに要する額をいいます。

第30条（保険金の請求）

(1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当会社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

(2) 当会社に対する保険金の請求権は、事故による損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

(3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

① 保険金請求書
② 当会社の定める損害状況調書
③ 損害見積書
④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
⑤ その他当会社が第31条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約または被保険者に対して、(3)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約または被保険者が、正当な理由なく、(4)の規定に違反した場合または(3)もししくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した

場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (6) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、次のことを行なうことができます。
 - ① 事故が生じた保険の対象またはその保険の対象が所在する敷地内を調査すること。
 - ② ①の保険の対象またはその保険の対象が所在する敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部または一部を調査すること。
 - ③ ①の保険の対象またはその保険の対象が所在する敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部または一部を一度に移転すること。
- (7) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払し由生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ (1)から(4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求その他の債権および既に取得了したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するため、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)から(3)までの規定による保険金の支払は、保険契約または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日
被保険者が第30条（保険金の請求）(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額
保険の対象の保険価額を含みます。

(注3) 次表「期間」に掲げる日数
複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最も長い日数とします。

(注4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合
必要な協力を行なわなかった場合を含みます。

第32条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に對して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第33条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金が1回の事故につき、保険金額（注2）に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

- (4) 各別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

(注) 保険金額

保険金額が保険の対象の保険価額を超える場合は、保険の対象の保険価額とします。

第34条（保険の対象の発見）

当会社が保険の対象について保険金を支払った後、1年以内にその保険の対象またはその一部が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った損害保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、被保険者は、発見されるまでの間に生じた保険の対象の破損または汚損の損害に対して、損害保険金を請求することができます。

第35条（保険契約の継続）

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第7条（告知義務）の規定を適用します。

(2) 第5条（保険料の払込方法）（2）の規定は、継続契約の保険料についても、これを適用します。

（注）保険契約を継続しようとする場合

新たに保険申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えができるものとします。

第36条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第10条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第37条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	未経過期間	割合 (%)
7日まで		10
15日まで		15
1か月まで		25
2か月まで		35
3か月まで		45
4か月まで		55
5か月まで		65
6か月まで		70
7か月まで		75
8か月まで		80
9か月まで		85
10か月まで		90
11か月まで		95
1年まで		100

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金	損害の額（注）
2	第1条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用保険金	1回の事故につき、300万円。ただし、他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これららの限度額のうち最も高い額とします。
3	第1条（保険金を支払う場合）（3）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

（注）損害の額

この保険契約または他の保険契約等に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

特 約

(1) 現金特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を支払わない場合－その2）に掲げる損害のほか、受渡しの誤り、勘定違い等により生じた保険の対象の不足損害に対して保険金を支払いません。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、保険契約者または被保険者が、帳簿その他の証憑類により客観的に損害額を証明することができた場合に限り、当該証明額についてのみ損害に対して保険金を支払います。

第3条 (保険責任の範囲)

当会社は、保険の対象が、保険の対象の保管場所の非常業時間内に、金庫に収容されていなかった場合には、当該金庫外の保険の対象について生じた損害に対して保険金を支払いません。

第4条 (帳簿等の閲覧)

保険契約者または被保険者は、当会社が請求するときは、いつでも保険の対象の保管金額、出納関係等を証明する文書類を当会社に閲覧させるものとします。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(2) 商品・在庫品包括契約特約

第1条 (保険責任の範囲)

(1) 当会社の保険責任は、保険の対象が、（保険証券記載のとおり）ときには始まり、下欄記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）の保管を経て（保険証券記載のとおり）ときには終ります。

(2) (1) の保険責任の範囲内で当会社の負う運送中の保険責任は、保険の対象が通常の運送経路を運送されている間に限ります。

第2条 (保険金の支払額)

(1) 保管場所における保険の対象の損害に対し、1回の事故により当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通保険約款第26条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、下欄記載の一事故支払限度額をもって限度とします。ただし、下欄記載の一事故支払限度額が損害の生じた時に当該保管場所に実在する保険の対象の保険金額を超過する場合には、当該保険金額をもって限度とします。

(2) 下欄記載の一事故支払限度額が損害の生じた時に当該保管場所に実在する保険の対象の保険金額に達しない場合には、一事故支払限度額の前記保険金額に対する割合により損害保険金を支払います。

(3) 当会社が（1）または（2）の規定に基づいて損害保険金を支払った場合でも、（1）に規定する一事故支払限度額は減額しないものとします。

(4) 運送中（注）に生じた保険の対象の損害に対し、1回の事故により当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通保険約款第26条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、下欄記載の一事故支払限度額をもって限度とします。

（注）運送中

運送用具への積込み作業に着手した時より、仕向地保管場所での荷卸し作業を終了した時までとし、運送に付随する一時保管を含みます。

(5) 当会社が（4）の規定に基づいて損害保険金を支払った場合でも、（4）に規定する一事故支払限度額は減額しないものとします。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保管場所、輸送方法	一事故支払限度額
A	
B (保険証券記載のとおり)	
C	

(3) 展示一貫契約特約

第1条 (保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、保険の対象が、下欄（1）記載の建物から搬出された時に始まり、通常の運送経路を経て保険証券記載の展示会場へ搬入され、保管および展示を含み、ふたたび通常の運送経路を経て下欄（2）記載の建物へ搬入された時または保険期間の終期のいずれか早い時に終ります。

(1) 保険責任の開始場所	（保険証券記載のとおり）
(2) 保険責任の終了場所	

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、保険契約者または被保険者の使用人が行ない、または加担した盗取その他の不誠実行為による損害については、いっさい保険金を支払いません。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(4) 展示会場内危険のみ補償契約特約

第1条 (保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、保険の対象が保険証券記載の展示会場（建物）に搬入された時（荷卸し完了の時をいいます。）に始まり、保管および展示を経て展示会場（建物）から搬出された時（積込開始の時をいいます。）または保険期間の終期のいずれか早い時に終ります。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、保険契約者または被保険者の使用人が行ない、または加担した盗取その他の不誠実行為に起因する損害についていっさい保険金を支払いません。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(5) 展示（一貫）契約作業危険対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を支払わない場合－その2）に掲げる損害のほか、下記各号の作業に起因し保険の対象に生じた破損、汚損、曲損および紛失に対しては保険金を支払いません。

① 保険の対象の開梱または梱包作業

② 保険の対象の陳列、飾付けまたは撤収作業

ただし、展示期間中の一時の収納または配置替えに伴う作業を除きます。

③ 上記各号の作業に伴う、保険の対象の移動、運搬作業

第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(6) 巡回販売特約（A号）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
基地	保険証券記載の保管場所をいいます。

第1条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社は、この特約に従い、保険の対象が巡回販売の目的で次に掲げる販売員または車両により基地から搬出された時から、巡回販売を終えてもとの基地に搬入された時までの間に生じた損害に対してのみ、保険金を支払いません。

販売員の氏名（車両の場合は登録番号）

保険証券記載のとおり

(2) 基地出発後、保険の対象を補充する場合のその補充商品に対する当会社の保険責任は、補充商品が販売員に引き渡された時に始まります。

第2条 (支払限度額)

当会社が、1回の事故において支払う損害保険金の額は、販売員1名または1車両につき次に掲げる支払限度額を限度とします。

1名または1車両の支払限度額

保険証券記載のとおり

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を支払わない場合－その2）に掲げる損害のほか、荷造りの不完全による損害に対しても保険金を支払いません。

第4条 (保険金額および保険価額)

普通保険約款第26条（保険金の支払額）（2）の規定を適用する場合においては、保険金額については普通保険約款第28条（保険金の支払額）（2）の規定にかかる額とし、保険価額については同一基地から巡回販売に出ている販売員または車両（注）によって持ち出された保険の対象の価額の合計額とします。

（注）販売員または車両

第1条 (保険責任の始期および終期) (1) により特定されたものに限ります。

第5条 (保険金支払後の保険契約)

普通保険約款第33条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

（1）第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の支払額が1回の事故につき、保険金額（注）に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額

普通保険約款第28条（保険金の支払額）（2）の規定にかかる額とし、保険価額とします。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(7) 巡回販売特約（B号）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

りとします。

用語	説明
基地	保険証券記載の保管場所をいいます。

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社は、この特約に従い、保険の対象が巡回販売の目的で次に掲げる販売員または車両により基地から搬出された時から、次に掲げる巡回販売を終までの基地に搬入された時までの間に生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

販売員の氏名（車両の場合は登録番号）
保険証券記載のとおり

年月日	場所
保険証券記載のとおり	

(2) 基地出発後、保険の対象を補充する場合のその補充商品に対する当会社の保険責任は、補充商品が販売員に引き渡された時に始まります。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、荷造りの不完全による損害に対しても保険金を支払いません。

第3条（保険価額）

保険価額は、損害が生じた時において販売員または車両（注）によって持ち出された保険の対象の価額の合計額とします。

（注）販売員または車両

第1条（保険責任の始期および終期）（1）により特定されたものに限ります。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（8）電気的事故補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その2）②の規定にかかわらず、この特約に従い、外来的な事故に直接起因しない電気の事故によって生じた損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、自己のものであると他人のものであるとを問わず、機械、設備、ソフトウェア、ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤動作・故障が発生した結果生じた同条の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この損害に起因して生じた火災または破損・爆発を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（9）電気的・機械的事故免責追加特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の取扱に従事する者の誤操作、取扱拙劣、過失に起因して生じた電気的または機械的事故によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（10）携行品一式契約特約

第1条（保険金の支払額）

(1) 当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通保険約款 第26条（保険金の支払額）（2）および第28条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{普通保険約款第23条（損害の額の算出）} - \text{免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払う損害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注）ごとに保険金額をもって限度とします。

（注）契約年度

初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の者およびこれと生計を共にする同居の親族とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

① かき傷、すり傷、欠け傷、よごれ、しみまたは焦げなどの単なる外形上の損傷であって保険の対象の機能に直接関係ない損害。ただし、火災、落雷、爆発・破裂、盗難（未遂を含みます。）もしくは輸送中の事故により生じた場合または給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水もしくは溢

水による場合を除きます。

② 真空管、電線その他これらに類似の管球類または消耗品に単独に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害の生じた場合には、この限りではありません。

③ 楽器について生じた際に掲げる損害

ア、弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。

イ、音色または音質の変化

④ 脱毛による損害

第4条（保険の対象の範囲）

(1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅（注1）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 船舶（注2）、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボードおよびこれらの付属品

② 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずる物

③ 動物および植物

④ その他保険証券記載のもの

(3) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

① 金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずる物

② 預金証書または貯金証書（注3）、クレジットカードその他これらに準ずる物

③ 税本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物

④ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物

（注1）住宅

敷地を含みます。

（注2）船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注3）預金証書または貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

第5条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款 第8条（通知義務）（1）①から③までの規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

（11）協定保険価額特約

第1条（保険価額）

当会社は、普通保険約款第22条（保険価額）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険証券記載の保険の対象の価額をもって保険価額とします。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（12）臨時費用対象外特約（現金用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、保険の対象である現金が盜取されたため生ずる臨時費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（13）臨時費用対象外特約（商品付帯用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、臨時費用保険金は支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

じょう

（14）騒擾危険等対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、騒擾およびこれに類似の集団行動（注）によって保険の対象に生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

（注）これに類似の集団行動

学園紛争または政治的、社会的活動において多数の者による暴行・脅迫・示威等により通常の教育・研究活動または市民生活が妨げられるような場合をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(15) () 危険対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合ーその1）および第3条（保険金を支払わない場合ーその2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、保険証券記載のとおりによって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(16) 重複危険対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合ーその1）および第3条（保険金を支払わない場合ーその2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、次に掲げる保険契約等（注）の保険期間中、その保険契約等（注）により補償される危険によって生じた損害に対しては、損害発生時にその保険契約等（注）が有効であると否とにかかわらず、保険金を支払いません。

保険の対象	説明			
	保険会社名	保険種目	証券番号	保険期間
<u>保険証券記載のとおり</u>				

（注）保険契約等

共済契約を含みます。

第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(17) 運送中盗難危険免責特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合ーその1）および第3条（保険金を支払わない場合ーその2）の規定ならびに普通保険約款に付帯される他の特約に掲げる損害のほか、この特約に従い、保険の対象の運送中（注）に保険の対象が盗取されたことによって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

（注）運送中

運送用具への積込み作業に着手した時より、仕向地保管場所での荷卸し作業を終了した時までとし、運送に付随する一時保管を含みます。

第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(18) 運送中の破曲損対象外特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

（1）当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合ーその1）および第3条（保険金を支払わない場合ーその2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、保険の対象が運送（注1）されている間に生じた破曲損害に対しても、保険金を支払いません。

（2）（1）の規定は、次のいずれかに該当する事由により生じた破曲損害については、これを適用しません。

① 火災、落雷または破裂・爆発

② 輸送用具の脱線・転覆・墜落・他物（注2）との衝突・沈没・座礁・座州

（注1）運送

運送途上における積替えのための一時保管を含みます。

（注2）他物

水面上においては水を除き、陸上においては軌道または路面を除きます。

第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(19) 万引危険免責特約

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合ーその1）および第3条（保険金を支払わない場合ーその2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、保険の対象の万引によって生じた損害に対して保険金を支払いません。

第2条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(20) 地震・噴火危険補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
残存物取つけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取つけに必要な費用（注）が発生した場合に、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をいいます。

（注）残存物の取り付けに必要な費用

取りこし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。ただし保険の対象以外のものを取片づけるための費用は含まれません。

（注）保険金

損害保険金および残存物取つけ費用保険金をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

（1）当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合ーその2）⑤の規定にかかるわざ、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

① 地震または噴火による火災
② 地震または噴火によって生じた損壊、埋没等
③ 地震または噴火による破裂または爆発
④ 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

（2）当会社は、（1）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取つけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかるわざ、次の①または②に該当する損害については、保険金を支払いません。

① 损壊、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
② 噴火の降灰による汚損等の損害

第3条 (普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係)

（1）当会社は、この特約においては、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（2）および修理付帯費用保険金補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかるわざ臨時費用保険金および修理付帯費用保険金を支払いません。

（2）当会社は、この特約においては、普通保険約款第27条（損害防止費用および権利保全行使費用）に定める損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第4条 (通知義務)

（1）保険契約締結の後、この特約の保険の対象を他の場所に移転する場合には、保険契約者はまたは被保険者は、あらかじめその旨を当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなったら場合には、当会社に申し出る必要があります。

（2）（1）の事実（注）がある場合には、当会社は、その事実（注）について変更届出書を受領したと否くと問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から5年を経過した場合は（1）の事実（注）が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（1）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（1）の事実（注）が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更届出書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）に掲げる事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（5）（4）の規定は、（1）の事実（注）に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

（注）事実
この特約の保険の対象を他の場所に移転することをいいます。

第5条 (保険料の返還一解除の場合)

（1）第4条（通知義務）（2）の規定により、当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。ただし、この保険契約に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

$$\begin{matrix} \text{既に払い込まれた} \\ \text{保険料} \end{matrix} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$$

（2）この保険契約に長期保険特約が付帯される場合において、第4条（通知義務）（2）の規定により、当会社がこの特約を解除したときは、（1）の規定にかかるわざ、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\begin{matrix} \text{この特約が解除された} \\ \text{日のこの特約の条件に} \\ \text{に基づき計算した保険料} \end{matrix} \times \frac{\text{未経過期間に応する}}{\text{当会社の定める長}} \text{期保険未経過係数}$$

第6条 (保険金の支払)

（1）当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払う場合において、普通保険約款第31条（保険金の支払）（1）①から⑤までの事項の確認をするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査が不可欠なときには、同条（1）の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

（2）（1）に規定する調査を開始した後、（1）に規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（1）に規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（3）（1）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注2）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注1）請求完了日
被保険者が普通保険約款第30条（保険金の請求）（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）これに応じなかつた場合

必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（21）水災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合一その2）⑥の規定にかかるわらず、この特約に従い、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（22）機械的事故補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合一その2）②の規定にかかるわらず、この特約に従い、外來の事故に直接起因しない機械的事故によって生じた損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかるわらず、自己のものであると他人のものであるとを問わず、機械・設備・ソフトウェア・ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤動作・故障が発生した結果生じた同条の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この損害に起因して生じた火災または破損・爆発を除きます。

第3条（履行義務）

保険契約者または被保険者は、保険の対象について次の事項を履行しなければなりません。

- ① 常に良好な運転状態を維持するために整備すること。
- ② 故意にまたは習慣的に過度の運転もしくは過負荷の状態におかないこと。
- ③ 保守および運転に関する法令その他の規則を守ること。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（23）修理・解体・据付・組立等作業危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合一その2）①の規定にかかるわらず、この特約に従い、保険の対象に対する修理（清掃を含みます。）、解体、据付、組立等の作業中における作業上の過失または技術的拙劣による起因する損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（24）不着危険補償特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合一その2）の規定にかかるわらず、運送中（注）の各荷造りごとの不着によって保険の対象に生じた損害に対し保険金を支払います。

- （注）運送中

運送用具への積込み作業に着手した時より、仕向地保管場所での荷卸し作業を終了した時までとし、運送に付随する一時保管を含みます。

第2条（保険手続）

（1）保険契約者または被保険者は、前条の損害の発生を知ったときは、遅滞なく、運送人、運送取扱人その他の第三者に対する求償手続をとらなければなりません。

（2）（1）に違反した場合は、当会社から、これら第三者から賠償を受けることができたと認められる額を控除した残額を基礎として、損害保険金額を決定します。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（25）代位求償権放棄特約

第1条（代位求償権の放棄）

（1）当会社が保険金を支払う損害が保険の対象の運送または保管に係る受託者（その代理人および使用人を含みます。）の行為によって生じた場合は、当会社は、これらの者に対する代位求償権を放棄します。ただし、これらの者に故意・重過失のある場合を除きます。

（2）（1）の場合は、普通保険約款第21条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）⑤の規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（26）美術品損害額特約

第1条（損害額の算出）

当会社は、普通保険約款第23条（損害額の算出）（1）および（2）の規定にかかるわらず、下記各号に推定する額をもって保険の対象の損害とし、保険金を支払います。

- ① 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険価額から修繕後の保険の対象の価額を差引いた残額に修繕費を加えた額。ただし、修繕し得る場合であっても修繕後の保険の対象の価額が損

傷状態における対象の価額に達しない場合には②の規定により損害額を算出するものとします。
② 保険の対象の損傷を修繕しがれることができない場合においては、保険価額から損傷状態における保険の対象の価額を差し引いた残額

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（27）切手損害額特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険の対象である切手について生じた次の各号の損害に対して保険金を支払いません。

- ① 温度・湿度の変化に起因する損害
- ② 保険の対象の分類整理、台帳への貼りつけ等の作業中における作業場の過失に起因する損害

第2条（損害額の算出）

当会社は、普通保険約款第23条（損害額の算出）（1）および（2）の規定にかかるわらず、次の各号に規定する額をもって保険の対象の損害とし、保険金を支払います。

- ① 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険価額から修繕後の保険の対象の価額を差引いた残額に修繕費を加えた額。ただし、修繕し得る場合であっても修繕後の保険の対象の価額が損傷状態における対象の価額に達しない場合には②の規定により損害額を算出するものとします。

- ② 保険の対象の損傷を修繕しがれることができない場合においては、保険価額から損傷状態における保険の対象の価額を差し引いた残額

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（28）坑内爆発危険免責特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合一その1）および第3条（保険金を支払わない場合一その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、保険の対象が坑道内にある間に生じた爆発による保険の対象の損害に対して、保険金を支払いません。ただし、保険の対象自体の爆発により生じた損害に対しては保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（29）免責金額特約

第1条（保険金の支払額）

当会社は、全損（注）および火災、落雷または破壊、爆発による損害の場合を除き、1個の保険金額が付けられてゐる保険の対象ごとに1回の事故によって生じた損害の額が保険証券記載の免責金額を超える場合に限り、その超過額に対して損害保険金を支払います。

（注）全損

普通保険約款 第25条（全損）に規定する全損を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（30）修理付帯費用保険金補償特約（一般物件用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
敷地内	問い合わせの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内には中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
保険の対象	この特約が付帯される保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをい、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内である保険の対象を除きます。
修理付帯費用	保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をいいます。ただし、居住の用に供する部分にかかる費用を除きます。 ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注1） ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注2）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧期間（注3）を超える期間に応する費用を除きます。 ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。 ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと

	認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
⑤	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注3）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注3）を超えるものを除きます。
⑥	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注4）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注3）
⑦	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
（注1）調査費用	被保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。
（注2）復旧期間	保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するため通常要すると認められる期間を超えないものとします。
（注3）賃借費用	敷金その他賃貸契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間（注2）を超える期間に対応する費用を除きます。
（注4）設置費用	保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、火災、落雷または破裂・爆発の事故によって生ずる修理付帯費用に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（注1）に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度として、修理付帯費用の額を第1条（保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、この保険契約に1事故支払限度額（注2）が定められている場合には、保険金額、保険価額または1事故支払限度額（注2）のうち最も低い額をこの保険契約の保険金額とみなして、(1)の規定を適用します。
- (3) (1)および(2)の場合において、支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

（注1）保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額として、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

（注2）1事故支払限度額

1回の事故につき、当会社の支払うべき損害保険金の限度額をいいます。

第3条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- (1) 修理付帯費用に対して、保険金を支払うべき他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が支払限度額（注3）以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額（注2）を修理付帯費用保険金の額とします。
- (2) 修理付帯費用に対して、保険金を支払うべき他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が支払限度額（注3）を超えるときは、当会社は、次に定める額を修理付帯費用保険金の額として支払います。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われない場合	この保険契約の支払責任額（注2）
② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注3）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注2）を限度とします。

（注1）他の保険契約等

保険の対象となる同一の敷地内に所在する被保険者の所有する建物または建物以外のものでのこの保険契約の保険の対象外のものについて締結された他の保険契約または共済契約を含みます。

（注2）支払責任額

他の保険契約等（注1）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注3）支払限度額

1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円または修理付帯費用の額のいずれか低い額。ただし、他の保険契約等（注1）に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額または修理付帯費用の額のいずれか低い額とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

（31）保険料一般分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、この保険契約の普通保険約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
払込期日	口座振替
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
請求日	当会社が追加保険料を請求した日をいいます。

第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回以降分割保険料	保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日までの分割保険料の払込みがあつたものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回目以降分割保険料の保険料払込期日が始期月の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回目以降分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までの支払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回目以降分割保険料の保険料払込期日をその第2回目以降分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、始期月から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までの支払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) (2)の規定にかかるわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠つたことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えて(2)の規定を適用します。この場合において、当会社は「保険料払込期日の属する月の翌月末日」の保険料払込期日における分割保険料をあわせて請求するものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当会社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求するものとします。

（注）この規定

第5条（追加保険料領収前の事故） (3) (3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

(1) 訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合または契約条件変更の申出を承認する場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 訂正の申出を承認する場合または通知事項の通知を受領した場合において、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、当会社の請求に対して相当の期間内にその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合において、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

(2) (1)の規定にかかるわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割 追加保険料	当会社の請求に対して相当の期間内に当会社に払い込むものとします。
イ. (1) ②の追加 保険料	請求日に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあつたものとみなします。

第5条 (追加保険料領収前の事故)

- (1) 第4条 (追加保険料の払込方法) (1) の訂正の申出の承認または通知事項の通知の受領によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条 (1) ①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当会社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条 (追加保険料の払込方法) (1) の契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条 (1) ②の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条 (追加保険料の払込方法) (2) の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1) や (2) の規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までの払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ (2) の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」読み替えて(2)の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌月末日における損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) この規定

第3条 (保険料領収前の事故) (3) の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条 (保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約の普通保険約款に定める保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払保険料 (注) の全額を一括して当会社に払い込まれなければなりません。

(注) 未払保険料

分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条 (当会社による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日 (注1) の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日 (注1) に払い込まれるべき分割保険料 (注2) の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日 (注1) までに、その保険料払込期日 (注1) に払い込まれるべき分割保険料 (注2) の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日 (注3) までに、次回保険料払込期日 (注3) に払い込まれるべき分割保険料 (注2) の払込みがない場合

(2) (1) は次のとおりです。次それ将来に向かってのみの努力を生じます。

① (1) による解除の場合は、その分割保険料 (注2) を払い込むべき保険料払込期日 (注1) または満期日のいずれか早い日

② (1) による解除の場合は、次回保険料払込期日 (注3) または満期日のいずれか早い日

(注1) 保険料払込期日

第4条 (追加保険料の払込方法) (2) の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料

第4条 (2) の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日

第4条 (2) の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第8条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当会社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第9条 (普通保険約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(32) 保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
請求日	当会社が追加保険料を請求した日をいいます。

第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当会社が別に定める額を超えること。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日までの間にその分割保険料の払込みがあつたものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期末の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日 (注1) をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(注1) 第3回分割保険料の保険料払込期日 分割回数が2回の場合は、第2回分割保険料の保険料払込期日の属する月の翌月の応当日とします。

第3条 (保険料領収前の事故)

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、始期末から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) (2) の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日 (注1) をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、この保険契約の保険料払込期日にこの規定 (注1) が既に適用されている場合には、当会社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求するものとします。

(注1) この規定

第5条 (追加保険料領収前の事故) (3) (3) の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条 (追加保険料の払込方法)

(1) 訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合または契約条件変更の申出を承認する場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 訂正の申出を承認する場合または通知事項の通知を受領した場合において、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、当会社の請求に対して相当の期間内にその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合において、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。	
区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料 ア. (1) ①の追加保険料 イ. (1) ②の追加保険料	当会社の請求に対して相当の期間内に当会社に払い込むものとします。 請求日に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあつたものとみなします。

第5条 (追加保険料領収前の事故)

- (1) 第4条 (追加保険料の払込方法) (1) の訂正の申出の承認または通知事項の通知の受領によって保険契約内容を変更すべき期間が始まつた後でも、同条 (1) ①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当会社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険契約の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 第4条 (追加保険料の払込方法) の規定によって、(1) の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1) より (2) の規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ ②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠つたことについて故意および重大な過失がなかつたときは、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えて②の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌月末日に対する追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定 (注) が既に適用されている場合には、当会社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第3条 (保険料領収前の事故) (3) の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条 (保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払い込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約の普通保険約款に定める保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払保険料 (注) の全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

(注) 未払保険料

分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条 (当会社による保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日 (注1) の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日 (注1) に払い込まれるべき分割保険料 (注2) の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日 (注1) までに、その保険料払込期日 (注1) に払い込まれるべき分割保険料 (注2) の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日 (注3) までに、次回保険料払込期日 (注3) に払い込まれるべき分割保険料 (注2) の払込みがない場合
 - (2) (1) の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料 (注2) を払い込むべき保険料払込期日 (注1) または満期日のいずれか早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日 (注3) または満期日のいずれか早い日
- (注1) 保険料払込期日

第4条 (追加保険料の払込方法) (2) の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料

第4条 (2) の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日

第4条 (2) の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第8条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当会社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第9条 (普通保険料等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(33) 保険契約の継続に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
保険料払込期日	継続契約の始期日をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者の間に、保険契約の継続について、あらかじめ合意がある場合に付されます。

第2条 (保険契約の継続)

(1) この保険契約の満了日の属する月の前月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この特約に定めるところにより、この保険契約は継続されるものとします。以後毎回同様とします。

(2) (1) の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第3条 (継続契約の保険期間)

(1) 継続契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社と保険契約者の間に合意がある場合の継続契約の保険期間は、合意に基づく年数とします。

第4条 (継続契約の内容)

(1) この保険契約は、(2) および別表に定める内容を除き、この保険契約の満期日の内容と同一の内容で継続 (注) されるものとします。

(2) この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込むときは、継続契約には同特約を付帯するものとします。

(3) (1) や (2) の規定にかかわらず、継続時に、当会社がこの保険契約の継続を取り扱っていない場合には、この保険契約は継続されません。ただし、保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の保険契約により継続することができます。

(注) 同一の内容で継続

継続契約には、この保険契約に付帯される特約が適用されるものとします。

第5条 (継続契約の払込方法)

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

第6条 (継続契約の保険料領収前の事故)

(1) 保険料払込期日までに継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) (2) の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠つた場合は、当会社は、始期日から継続契約の保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (継続契約の保険料領収前の保険金支払)

第6条 (継続契約の保険料領収前の事故) (2) の規定により、被保険者が、継続契約の保険料の払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は継続契約の保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第8条 (当会社による保険契約の解除)

(1) 当会社は、保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険料払込期日の属する月の翌月末までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1) の解除は、継続契約の始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条 (継続契約の告知義務)

(1) 保険契約者は、保険契約になる者は、この保険契約の継続の際、告知事項 (注) に変更があった場合は、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) (1) に定める告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。

(注) 告知事項

普通保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項をいい、当会社が継続前に送付する書面等によって確認する事項をいいます。

第10条 (特約の失効)

この保険契約に、団体棊・団体投特約が適用されている場合であって、同特約の特約の失効または解除に関する規定により同特約が効力を失ったときまたは同特約が解除されたときには、この特約も効力を失います。

第11条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、継続契約については普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の「保険証券」は「継続証」など読み替えるものとします。

<別表> 継続契約の内容（同一条件の例外）

項目	更新の内容
保険料・率制度関連・ 当会社が、制度・料率等（注）を改定した場合	継続契約に適用される制度・料率等（注）は、継続契約の始期日における制度・料率等（注）とします。

（注）制度・料率等
普通保険約款もしくはこれに付帯される特約または保険契約引受けに関する制度・保険料率等をいいます。

（34）長期保険特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を一括して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が2年以上であること。

第2条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

(1) 当会社は、訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合または契約条件変更の申出を承認する場合には、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 普通保険約款 第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 普通保険約款 第8条（通知義務）(1)の事実が発生したことにより同条(2)の危険増加が生じた場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額（注1）を請求します。 〔変更前の保険料と変更後の保険料との差額〕 × 未経過期間に対する未経過係数（注2）
③ 普通保険約款 第8条（通知義務）(1)の事実またはその他の事実が発生したことにより危険の減少が生じた場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額（注1）を返還します。 〔変更前の保険料と変更後の保険料との差額〕 × 未経過期間に対する未経過係数（注2）
④ ①から③までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 〔変更前の保険料と変更後の保険料との差額〕 × 未経過期間に対する未経過係数（注2） イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 〔変更前の保険料と変更後の保険料との差額〕 × 未経過期間に対する未経過係数（注2）

(2) 保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 〔既に払い込まれた保険料〕 × 未経過期間に対する未経過係数（注2）
③ 普通保険約款 第13条（保険契約の取消）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
④ 普通保険約款 第14条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に遡って、既に払い込まれた保険料のうち取り消された部分に対応する保険料を返還します。
⑤ 普通保険約款 第14条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 〔減額前の保険金額に対する保険料と減額後の保険金額に対する保険料との差額〕 × 未経過期間に対する未経過係数（注2）

(3) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 普通保険約款 第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)もしくは(6)、第16条（当会社による保険契約の解除）、第17条（重大事由がある場合の当会社による保険契約の解除）(1)またはこの保険契約の普通保険約款に付帯される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 〔既に払い込まれた保険料〕 × 未経過期間に対する未経過係数（注2）
② 普通保険約款 第15条（保険契約による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約（注3）した場合	

(4) 保険契約が終了した場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
普通保険約款 第33条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により、保険契約が終了した場合	次の算式により算出した額を返還します。 〔損害発生の日の属する保険年度を経過した以後の期間に対する未経過係数（注2）〕 × 既に払い込まれた保険料

(注1) 次の算式により算出した額

保険契約者は被保険者の申出に基づき、普通保険約款第8条（通知義務）(1)の事実または(1)に定めるその他の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2) 未経過係数

当会社が別に定める長期保険未経過係数をいいます。

(注3) 解約

次の場合を含みます。

- ① 保険金額を減額する場合
- ② 各別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解約するとき。
- ③ 別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解約するとき。

第3条 (追加保険料領収前との事故)

(1) 第2条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)の訂正の申出の承認または通知事項の通知の受領によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条(1)または②の追加保険料を請求する場合において、第4条（当会社による保険契約の解除）、(1)の規定により、この保険契約を解除できるときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(2) 第2条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)の契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条(1)④の規定により追加保険料を請求する場合

において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

第4条（当会社による保険契約の解除）

(1) 当会社は、保険契約者が第2条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合（注）には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(注) 保険契約者が第2条（保険料の返還または追加保険料の請求）（1）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第5条（保険料率の改定の場合の取扱い）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料を変更しません。

第6条（普通保険約款との関係）

普通保険約款の第19条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(35) 修理危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合一その2）①の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象に対する修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術的拙劣に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(36) 管球類単独損害対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合一その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害に対して、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(37) 国内のみ補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、普通保険約款 第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象の日本国内において生じた事故による損害に対してのみ、保険金を支払います。

(2) (1)における「日本国内」には、次に掲げる状態を含みます。

- ① 日本航路（注1）における、船舶、航空機等に搭載中
- ② 国外航路における、船舶・航空機等が日本の領海・領空（注2）にある間の搭載 中
（注1）日本航路　日本国内に結ぶ航路をいいます。
（注2）領海・領空　陸地より12海里以内をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(38) 摩擦危険等対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款 第2条（保険金を支払わない場合一その1）および第3条（保険金を支払わない場合一その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げなどの單なる外形上の損害であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(39) 消耗品単独損害対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款 第2条（保険金を支払わない場合一その1）および第3条（保険金を支払わない場合一その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、消耗品に単独に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(40) 脱毛危険対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款 第2条（保険金を支払わない場合一その1）および第3条（保険金を支払わない場合一その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、脱毛による損害に対しても、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(41) 使用人等の不正行為免責特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合一その1）および第3条（保険金を支払わない場合一その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、次のいずれかに該当する者が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不正行為によって保険の対象に生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の役職員、従業員、特別雇人もしくは同居の親族

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の役職員、従業員、特別雇人もしくは同居の親族

③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の役職員、従業員もしくは特別雇人

④ (注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者

被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(42) 航空運賃対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（損害の額の算出）の規定にかかわらず、この特約に従い、修繕費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用については、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(43) 自力救済行為等対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款 第2条（保険金を支払わない場合一その1）および第3条（保険金を支払わない場合一その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、被保険者もしくは被保険者の取引先および保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の倒産またはこれに類似の事態に随伴して発生した窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等に起因して保険の対象に生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(44) 湿・湿度変化損害対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款 第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、原因がいかなる場合でも、温度・湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の損害が、火災、落雷または破裂・爆発によって生じた場合には、(1)の規定は適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(45) 冷凍・冷蔵・保湿物特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象が冷凍・冷蔵・保湿物である場合には、普通保険約款 第1条（保険金を支払う場合）および温・湿度変化損害対象外特約第1条（保険金を支払わない場合）の規定にかかわらず、当会社の償当する温度変化による損害は、次のいずれかに該当する事由に起因し、1時間以上に冷凍・冷蔵・保湿機能の停止があった場合に生じた損害に限るものとします。

① この保険契約で補償する偶然な事故による冷凍・冷蔵・保湿設備装置の物理的な損壊

② 同一敷地内（注3）での火災、落雷または破裂・爆発による冷凍・冷蔵・保湿設備装置の変調または機能停止

③ 敷地内

特別な約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、

河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

① 事故発生後48時間を超えた時以降の損害

② 日常の使用または運転に伴う冷凍・冷蔵・保温設備装置の摩減、消耗または劣化によって起きた動作不良、変調または機能停止のために生じた損害

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(46) 1時間未満の電力停止等による損害対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物および副資材等のみが損害を受けた場合には、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、その損害に対しては保険金を支払いません。ただし、停止または異常が1時間以上にわたった場合を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(47) 混入・目減り危険等対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合には、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（普通保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、保険の対象が汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、目減りその他類似の事由に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(48) 耕工作車特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりといたします。

用語	説明
登録等	道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長（注）交付の標識をいいます。 （注）市町村長 東京都特別区は都知事とします。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間開始の時に、保険の対象が登録等を受けていないことを条件として、保険の対象につき生じた損害に対する、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、保険の対象が登録等を受けている場合には、保険の対象につき生じた損害に対して、保険金を支払いません。

（2）当会社は、保険の対象が耕作車、機械、機械設備または装置である場合には、保険の対象のうち、次のいずれかに該当するものに生じた損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険の対象の他の部分とともに損害を受けた場合を除きます。

① ガラス部分

② ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホースまたはキャタピラ

③ パケット、フォア、ハンマー部分、ハイドライバまたはドリル

④ ミキサのブレードまたはライナ

⑤ ショベル等の歯または爪に相当する部分

⑥ 燃料、潤滑油、操縦油、冷媒、触媒その他の運転に供せられる資材

⑦ その他①から⑥までに類する物

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(49) 自動販売機等特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険の対象が自動販売機等（注）またはそれに収容された商品もしくは現金である場合には、普通保険約款 第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象が自動販売機等（注）の場合

ア、汚れ、へこみ、すり傷、塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって自動販売機等（注）の機能に支障をきたさない損害

イ、真空管、プラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分とともに損害を受けた場合を除きます。

ウ、貨紙幣つまり等の故障

② 保険の対象が自動販売機等（注）に収容された商品または現金である場合

ア、自動販売機等（注）の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害

イ、卸却または販売もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウント一等の記録により証明された場合は除きます。

ウ、勘定間違によって生じた損害および偽造貨紙幣によって生じた損害

（注）自動販売機等
精算機、荷替機等現金受入機器を含みます。

第2条（臨時費用保険金対象外）

当会社は、普通保険約款 第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかるわらず、臨時費用保険金は支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(50) 楽器特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、保険の対象が楽器である場合には、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に掲げる損害のほか、この特約に従い、保険の対象である楽器について生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 弦（注）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分とともに損害を被つた場合を除きます。

② 音色または音質の変化

（注）弦
ピアノ線を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(51) 告知等変更特約

第1条（この特約項が適用される範囲）

この特約は、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条（告知義務）

当会社は、この特約に従い、動産総合保険 普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（告知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第7条（告知義務）

（1）保険契約者はまたは被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者はまたは被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行つる者、事実を告げることを防げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます）。

③ 保険契約者はまたは被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもつて訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めると限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があったことを知った時から1ヶ月を経過した場合は、保険契約締結から5年を経過した場合

（4）（2）に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に係わるのものであった場合には、（2）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、（2）の規定を適用します。

（5）（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解約・解除の効力）の規定にかかるわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（6）（5）の規定は、（2）に規定する事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第3条（通知義務）
当会社は、この特約に従い、普通約款 第8条（通知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第8条（通知義務）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者はまたは被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社に申し出る必要はありません。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築する。
ア、汚れ、へこみ、すり傷、塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって自動販売機等（注）の機能に支障をきたさない損害
イ、真空管、プラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分とともに損害を受けた場合を除きます。

② 保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途を変更すること。
③ 保険の対象を他の場所に移転すること。

④ ①から③までのほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申

込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。) が発生すること。

- (2) (1) の事実がある場合 ((4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。) には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または、(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1) に規定する手段を怠った場合には、当会社は、(1) の事実が生じた時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) ①、②または④に規定する事実が生じた場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかずに生じた第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。」

第4条(保険の対象の調査)

当会社は、この特約に従い、普通約款 第30条(保険金の請求) (6) の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第30条(保険金の請求) (6)

(1) 当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由なく、(1) の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、(2) に規定する拒否の事実があった時から1ヶ月を経過した場合には適用しません。」

第5条(保険金額の調整)

当会社は、この特約に従い、普通約款第14条(保険金額の調整) (1) の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第14条(保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。」

第6条(保険料の返還または請求+告知義務+通知義務等の場合)

当会社は、この特約に従い、普通約款第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)

(1) 告知等変更特約 第2条(告知義務)の規定により読み替えて適用される第7条(告知義務)

(1) により告げられた内容が事実と異なる場合(同条(2)の規定による解除がなされた場合を除きます。)において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 告知等変更特約 第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される第8条(通知義務)

(1) の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく)、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対する書類をもとにいかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、第8条(通知義務) (1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行ひ、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。」

第7条(保険料の返還+保険金額の調整の場合)

当会社は、この特約に従い、普通約款 第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

この場合において、同条(14条(保険金額の調整) (2))とあるのは「告知等変更特約 第7条(保険料の返還+保険金額の調整の場合)」の規定により読み替えて適用される第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)と読み替えるものとします。

「第19条(保険料の返還+保険金額の調整の場合)

第14条(保険金額の調整) (2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」

第8条(保険料の返還+解約の場合)

当会社は、この特約に従い、普通約款 第19条(保険料の返還または追加保険料の請求) (3) の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)

(3) 告知等変更特約 第2条(告知義務)の規定により読み替えて適用される第7条(告知義務)

(2)、第8条(通知義務) (2)、第30条(保険金の請求) (6)、第17条(重大事由がある場合の当会社による保険契約の解除) (1)または第19条(保険料の返還または追加保険料の請求) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割を

もって計算した保険料を返還します。」

第9条(損害防止義務および損害防止費用)

当会社は、この特約に従い、普通約款 第27条(損害防止費用および権利保全行使費用) (2)および(4)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「(2) の場合において、保険契約者がまたは被保険者が、第1条(保険金を支払う場合) (1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときおよび第4条(保険責任の始期および終期)または第19条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定が適用されないときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します(第1条(8)の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。)。ただし、保険金額(保険金額が保険額を超える場合は、保険額とします。)から第1条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用
③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)」

「(4) 第29条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (2)および第28条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第29条(2)の規定中「別表2に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額(それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険額を超える場合は、保険額とします。)からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第27条(損害防止義務および損害防止費用) (2)によって当会社が負担する費用のいすれか低い額」と読み替えるものとします。」

第10条(保険金の請求)

当会社は、この特約に従い、普通約款 第30条(保険金の請求) (3)の⑤の規定中、「第31条(保険金の支払) (1)」とあるのは「告知等変更特約第11条(保険金の支払時期)」の規定により読み替えて適用される第31条(保険金の支払) (1)」と読み替えて適用します。

第11条(保険金の支払時期)

当会社は、この特約に従い、普通約款 第31条(保険金の支払)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第31条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者が該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険額を含みます。)および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ (1)から(4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な会場または調査が不可となる場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最も長い日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日

② (1)から(4)までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)から(5)までの事項の確認を日本国内外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

(3) (2)から(5)までに掲げる特別な会場または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(必要な協力を行わなかつた場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間について、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第12条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(52) 共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険料申書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に關し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に關し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。